

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則	こども未来課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出	〃
・保安林の指定（3件）	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂 防 課
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
・	警 察 本 部 会 計 課
・	
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・土地改良区の設立の認可	農 村 整 備 課
・公共測量の終了（3件）	建 設 企 画 課
・都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
・	警 察 本 部 会 計 課
・	

規 則

長崎県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第25号

長崎県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県認定こども園の認定等に関する規則（平成18年長崎県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第5条 条例第7条に規定する規則で定めるものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき内閣総理大臣が定める指針（以下「保育所保育指針」という。）とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 日々の教育及び保育の指導における留意点 認定子ども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1)～(7) 略 (8) <u>認定子ども園の職員は、当該認定子ども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (9) 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第5条 条例第7条に規定する規則で定めるものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針（以下「保育所保育指針」という。）とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 日々の教育及び保育の指導における留意点 認定子ども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>6及び7 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
医療法人 初誠会 はつみ歯科医院	医療法人 初誠会 理事長 村岡 初美	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷64-33	令和5年5月1日	令和11年4月30日
医療法人やまぐち小児科	医療法人やまぐち小児科 理事長 山口 浩	長崎県北松浦郡佐々町本田原免112番1	令和5年5月1日	令和11年4月30日
医療法人本田皮ふ科アレルギー科	医療法人本田皮ふ科アレルギー科 理事長 神尾 芳幸	長崎県大村市富の原2丁目243番地1	令和5年5月1日	令和11年4月30日
マーチ薬局	有限会社ハーモニー 代表取締役 中嶋 美香	長崎県西彼杵郡時津町浦郷428-10	令和5年5月1日	令和11年4月30日
医療法人T A会原口医院	医療法人T A会原口医院 理事長 原口 哲	長崎県諫早市山川町2番地4	令和5年5月1日	令和11年4月30日
トーラスンベ薬局	不知火薬品株式会社 代表取締役 宮崎 清彰	長崎県諫早市永昌東町2-17	令和5年5月1日	令和11年4月30日
医療法人 城代医院	医療法人 城代医院 理事長 城代 貴仁	長崎県雲仙市千々石町丁480番地	令和5年5月1日	令和11年4月30日

高原内科循環器科医院	医療法人にじの会 理事長 高原 晶	長崎県諫早市小船越町 1144番地8	令和5年5月1日	令和11年4月30日
カサマツ薬局	有限会社 カサマツ薬局 代 表取締役 工藤 学	長崎県諫早市山川町1-5	令和5年5月1日	令和11年4月30日
ちゅーりっぷ薬局大村 店	有限会社健正 代表取締役 若杉 亨	長崎県大村市上諏訪町 1094-5	令和5年4月1日	令和6年3月31日
医療法人山内診療所	医療法人山内診療所 理事長 宮崎 昭行	長崎県五島市岐宿町中嶽 1073-1	令和5年5月1日	令和11年4月30日
菜の花クリニック訪問 看護ステーション	医療法人NANOグループ 理事長 太田 大作	長崎県南島原市南有馬町 乙963番地2	令和5年5月1日	令和11年4月30日
聖マリア病院	宗教法人お告げのマリア修道 会 代表役員 下窄 優美	長崎県五島市松山町133- 2	令和5年5月1日	令和11年4月30日
いきいき調剤薬局芦辺	有限会社エムリスコーポー ション 代表取締役 永江 英子	長崎県壱岐市芦辺町箱崎 大左右触550番地10	令和5年5月1日	令和11年4月30日
訪問看護ステーション TOMO諫早	株式会社Human Loop 代 表取締役 高妻 雅裕	長崎県諫早市小船越町597 番地12	令和5年5月1日	令和11年4月30日
諫早医師会訪問看護ス テーション「たんぽ ぽ」	一般社団法人諫早医師会 会 長 山口 実	長崎県諫早市泉町23番3 号	令和5年5月1日	令和11年4月30日
医療法人長愛会 菊地 病院	医療法人長愛会 理事長 犬 養 順子	長崎県松浦市志佐町浦免 1765-4	令和5年5月1日	令和11年4月30日
訪問看護ステーション いしずえ五島	特定非営利活動法人精神医療 サポートセンター 理事 田 邊 友也	長崎県五島市木場町280番 地16	令和5年5月1日	令和11年4月30日
江藤外科消化器科医院	江藤 敏文	長崎県諫早市小野島町 132-1	令和5年5月20日	令和11年5月19日
わたのべ内科医院	渡部 太郎	長崎県大村市鬼橋町85番 20号	令和5年5月1日	令和11年4月30日
医療法人平成会 女の 都病院	医療法人平成会 理事長 水 田 陽平	長崎県西彼杵郡長与町高 田郷849-18	令和5年5月1日	令和11年4月30日
まつお産婦人科	医療法人まつお産婦人科 理 事長 松尾 剛	長崎県東彼杵郡川棚町百 津郷452番地	令和5年5月1日	令和11年4月30日
医療法人 溪風会 も りもとデンタルケア	医療法人 溪風会 理事長 森本 大輔	長崎県大村市西本町479番 地11、479番地24	令和5年5月1日	令和11年4月30日

長崎県告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日

福田歯科医院	福田 弥泰	長崎県諫早市東本町1-23	令和5年3月31日
平山医院	平山 重孝	長崎県壱岐市石田町石田西触1071番地-1	令和5年3月31日
石橋薬局	有限会社 石橋薬局 代表取締役 石橋 智彦	長崎県平戸市田平町山内免387-1	令和5年3月31日
実松整形外科医院	実松 義昭	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1759-9	令和5年4月1日
有限会社 平和堂薬局	有限会社 平和堂薬局 代表取締役 貞包 悦子	長崎県諫早市八天町6-2	令和5年3月31日
株式会社 山下愛敬堂薬局	株式会社 山下愛敬堂 代表取締役 山下 俊一	長崎県壱岐市石田町石田西触1069	令和5年3月31日

長崎県告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	伊藤 亮	長崎県雲仙市吾妻町田之平名254-1 藤田アパートD棟			令和5年6月5日
はり・きゅう	山田 真由美	長崎県西彼杵郡長与町高田郷1006-53	天上鍼灸院	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷471コーポエミー2F	令和5年4月17日
はり・きゅう	林田 知佳子	長崎県諫早市高来町建山595番地			令和5年4月4日
はり・きゅう	酒井 綾実	長崎県諫早市天神町1780			令和5年4月4日
はり・きゅう	岩切 邦子	長崎県大村市植松3丁目850-4			令和5年6月5日
柔道整復	山口 貴洋	長崎県諫早市馬渡町16-5	モンステラ鍼灸接骨院	長崎県諫早市馬渡町16-5	令和5年6月5日

長崎県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日

なかむら薬局	長崎市千歳町5番1号	令和5年5月1日
はるかぜ薬局	諫早市真崎町897-5	令和5年6月1日

長崎県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
谷薬品株式会社 訪問看護ステーション コペリ	佐世保市木風町1454-4	令和5年6月1日

長崎県告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
かたやまハートケアクリニック	西彼杵郡長与町北陽台1丁目2-1	令和5年6月1日

長崎県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ユウアイ薬局 柳田町店	長崎市柳田町40-1	令和5年6月1日
岡西薬局	西彼杵郡時津町浦郷272番地3	令和5年6月1日
ヤクシン薬局 イオンタウン長与店	西彼杵郡長与町北陽台1-2-1	令和5年6月1日
もろおか幸盛堂薬局	諫早市本町6-6 ランドアーク本町101号	令和5年6月1日
なつめ薬局	長崎市葉山1丁目3番13号	令和5年6月1日

長崎県告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
訪問看護ステーションあおぞら	諫早市幸町65番21号	令和5年6月1日
訪問看護ステーション ならの木	長崎市宝町9番14号 2階	令和5年6月1日
訪問看護リハビリステーション エール	佐世保市皆瀬町679	令和5年6月1日

長崎県告示第425号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	長崎市花丘町1番24号プライムステージ408号	令和5年5月15日
旧	わおん長崎訪問看護ステーション	長崎市住吉町3番1号	
新	変更なし	諫早市永昌東町1-3ライオンズマンション 諫早ステーションスクエア2号棟105号室	令和5年4月1日
旧	あいず訪問看護ステーション諫早	諫早市多良見町化屋481-1北島第2ビル101	

長崎県告示第426号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字松ヶ鼻288、289の2、289の4、293の1、293の2、294、302から304まで、322の3、323の1から323の4まで、324、字牟田ノ窄325の2、326の2、字中筋通352、359の2、361の1、370の2、373の1、384の1、384の6、385、386の1から386の5まで、386の7から386の9まで、字銅崎390の1（次の図に示す部分に限る。）、390の18、398の1、398の3、427の1、428の1、428の2、字土井ノ浦446の1（次の図に示す部分に限る。）、445の1、448の1、456、464の6、464の11、464の18、464の19、464の21、464の28、464の39

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第427号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
平戸市野子町字岡2145の4（次の図に示す部分に限る。）、2145の1、2145の3、2179の1、2179の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岡2145の4・2179の1・2179の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市厳原町椎根字瀬田平633から635まで、637から639まで、643
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瀬田平638・639・643（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 平瀬佐世保線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市早岐1丁目340番2地先から 佐世保市早岐2丁目1199番地先まで	前	9.1~15.0	241.6	
	後	9.7~15.8	241.6	

長崎県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の種類	建築物に作用 すると想定され る衝撃に関 する事項
西海(西彼)-(急)-157	西海市西彼町伊ノ浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の 図面において 表示
西海(西彼)-(急)-158	西海市西彼町伊ノ浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-159	西海市西彼町伊ノ浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-160	西海市西彼町伊ノ浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-161	西海市西彼町伊ノ浦郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-162	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-163	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-164	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-165	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-166	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-167	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-168	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-169	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
西海(西彼)-(急)-170	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

西海(西彼)-(急)-171	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-172	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-173	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-174	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-175	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-176	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-177	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-178	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-179	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-180	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-181	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-182	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-183	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-184	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-185	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-186	西海市西彼町小迎郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-187	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-188	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-189	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-190	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-191	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-192	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-193	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-194	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-195	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-196	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-197	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-198	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-199	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-200	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-201	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-202	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-203	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-204	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-205	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-206	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-207	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-208	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-209	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-210	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-211	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-212	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-213	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-214	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-215	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-216	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-217	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-218	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-219	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-220	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-221	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-222	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-223	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-224	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-225	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-226	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-227	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-228	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-229	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-230	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-231	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-232	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-233	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-234	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-235	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-236	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-237	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-238	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-239	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-240	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-241	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-242	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-243	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-244	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-245	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-246	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-247	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-248	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-249	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-250	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-251	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-252	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-253	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-254	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-255	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-256	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-257	西海市西彼町八木原郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-258	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-259	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-260	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-261	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-262	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-263	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-264	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-265	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-266	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-267	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-268	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-269	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-270	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-271	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-272	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-273	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-274	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-275	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-276	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-277	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-278	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-279	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-280	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-281	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-282	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-283	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-284	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-285	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-286	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-287	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-288	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-289	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-290	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-291	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-292	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-293	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-294	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-295	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-296	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-297	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-298	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-299	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-300	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-301	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-302	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-303	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-304	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-305	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-306	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-307	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-308	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-309	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-310	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-311	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-312	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-313	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-314	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-315	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-316	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-317	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-318	西海市西彼町大串郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-319	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-320	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-321	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-322	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-323	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-324	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-325	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-326	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-327	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-328	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-329	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-330	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-331	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-332	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-333	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-334	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-335	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-336	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-337	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-338	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-339	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-340	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-341	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-342	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-343	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-344	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-345	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-346	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-347	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-348	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-349	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-350	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-351	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-352	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-353	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-354	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-355	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-356	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-357	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-358	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-359	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-360	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-361	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-362	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-363	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-364	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-365	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-366	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-367	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-368	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-369	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-370	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-371	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-372	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-373	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-374	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-375	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-376	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-377	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-378	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-379	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-380	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-381	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-382	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-383	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-384	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-385	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-386	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-387	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-388	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-389	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-390	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-391	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-392	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-393	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-394	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-395	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-396	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-397	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-398	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-399	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-400	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-401	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-402	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-403	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-404	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-405	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-406	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-407	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-408	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-409	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-410	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-411	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-412	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-413	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-414	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-415	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-416	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-417	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-418	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-419	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-420	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-421	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-422	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-423	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-424	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-425	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-426	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-427	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-428	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-429	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-430	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-431	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-432	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-433	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-434	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-435	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-436	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-437	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-438	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-439	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-440	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-441	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-442	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-443	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-444	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-445	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-446	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-447	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-448	西海市西彼町平山郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-449	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-450	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-451	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-452	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-453	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-454	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-455	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-456	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-457	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-458	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-459	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-460	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-461	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-462	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-463	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-464	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-465	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-466	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-467	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-468	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-469	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-470	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-471	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-472	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-473	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-474	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-475	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-476	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-477	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-478	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-479	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-480	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-481	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-482	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-483	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-484	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-485	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-486	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-487	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-488	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-489	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-490	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-491	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-492	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-493	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-494	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-495	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-496	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-497	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-498	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-499	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-500	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-501	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-502	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-503	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-504	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-505	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-506	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-507	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-508	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-509	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-510	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-511	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-512	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-513	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-514	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-515	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-516	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-517	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-518	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-519	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-520	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-521	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-522	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-523	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-524	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-525	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-526	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-527	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-528	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-529	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-530	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-531	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-532	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-533	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-534	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-535	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-536	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-537	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-538	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-539	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-540	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-541	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-542	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-543	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-544	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(急)-545	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-546	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-547	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-548	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-549	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-550	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-551	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-552	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-553	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-554	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-555	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-556	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-557	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-558	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-559	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-560	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-561	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-562	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-563	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(急)-564	西海市西彼町鳥加郷	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-048	西海市西彼町八木原郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-049	西海市西彼町大串郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(土)-050	西海市西彼町大串郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-051	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-052	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-053	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-054	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-055	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-056	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-057	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-058	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-059	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-060	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-061	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-062	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-063	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-064	西海市西彼町平山郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-065	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-066	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-067	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-068	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-069	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-070	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域
西海(西彼)-(土)-071	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域

西海(西彼)-(土)-072	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-073	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-074	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-075	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-076	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-077	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-078	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-079	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-080	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-081	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-082	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-083	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-084	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-085	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-086	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
西海(西彼)-(土)-087	西海市西彼町鳥加郷	土石流	警戒区域

長崎県告示第431号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

5 入札第34号 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置 1 式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同項第1号の規定に該当しないものである。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年6月30日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4

条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第432号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 特定役務の種類

特定役務の種類は、次のとおりとする。

警察用航空機ベル式429型(JA03NP)「さいかい号」定期年次点検整備

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しないものとする。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領(令和5年2月17日付け崎組(暴排)第7号)に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年7月5日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買

入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
島原市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 島原市 白山第6（残部）等2単位区域	令和5年6月7日
諫早市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 久山第2	令和5年6月7日
諫早市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 貝津第2の1	令和5年6月7日
諫早市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 貝津第2の2	令和5年6月7日
対馬市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 琴第4-2	令和5年6月7日
対馬市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 貝口第1	令和5年6月7日
対馬市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 佐護西里第5-1等2単位区域	令和5年6月7日

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ゆめマート新大村
長崎県大村市植松三丁目160番12 仮換地13街区1画地
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年2月2日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,192平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 92台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側No. 1 63台
建物東側No. 2 18台 合計81台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 104平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 7.82立方メートル
建物内北側 10.61立方メートル 合計18.43立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時00分から午後11時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後11時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北側及び東側 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和5年6月1日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の設立の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 長与岡土地改良区
認可年月日 令和5年5月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所大村維持出張所長から公共測量（1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量、3級水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
大村市松原1丁目～久原2丁目	令和5年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県西海市西彼町喰場郷	令和5年5月8日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、西町、滑石2丁目、滑石3丁目、葉山2丁目	令和5年5月26日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画地区計画（長野地区計画）（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

5 入札第34号 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置 1 式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年12月28日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和5年6月30日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和5年7月27日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和5年7月18日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和5年7月28日10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和5年7月27日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らか

かである者が入札したとき。

- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
High-performance Liquid Chromatograph-tandem Mass Spectrometer (LC-MS/MS), 1 set
- (2) Delivery period:
December 28, 2023
- (3) Delivery place:
2-1306-11 Ikeda, Omura City, 2nd floor, Machine Room,
Institute of Environment and Public Health of Nagasaki
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. July 27, 2023
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. July 28, 2023
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

一般競争入札の実施（公告）

警察用航空機の定期年次点検整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年6月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項**(1) 整備名**

警察用航空機ベル式429型（J A03N P）「さいかい号」定期年次点検整備

(2) 整備の内容

警察用航空機ベル式429型（J A03N P）「さいかい号」定期年次点検整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 整備期間

令和5年8月22日から令和5年12月28日まで（129日間）

(4) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和5年長崎県告示第432号）に示した入札の参加審査を受け、航空機修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団等排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和5年7月5日（水）午後5時00分

4 入札参加条件

(1) 当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。

(2) 当該整備の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者。

(3) 当該整備については、日本国内において実施すること。

5 当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（名称）長崎県警察本部警務部会計課（契約係）

（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

（電話）095-820-0110 内線2234

- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
 - (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - (2) 入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和5年7月26日（水）午後5時00分まで（県の休日を除く。）とする。
 - (3) 入札説明書の配布場所は、5の部局等とする。
- 8 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
 - (1) 場所 長崎県警察本部3階会議室
 - (2) 期日 令和5年7月27日（木）午後1時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 10 郵送による場合の入札書の受領期限等
 - (1) 受領期限 令和5年7月26日（水）午後5時00分必着
 - (2) 提出先 長崎県警察本部警務部会計課契約係
 - (3) その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は、無効とする。
なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が

入札したとき。

- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 落札決定の取消

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続きの停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Periodic maintenance of the Bell model 429(JA03NP), a Police aircraft "SAIKAI"
- (2) Fulfillment Period:
August 22, 2023 through December 28, 2023
- (3) Time-limit for the submission of tender:
5:00 pm. July 26 ,2023
- (4) Date and time for the opening of tender:
1:30 pm. July 27 ,2023
- (5) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2234

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
印刷所

長崎県
長崎市
権島町
八番十二号

株式会社
寺ク
イッ
田ク
宏
プリン
弥ト